

徳島県選挙管理委員会告示第七十一号

上勝町選挙管理委員会及び藍住町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として、次のとおり指定した旨の報告があった。

令和元年十一月二十六日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

施設の名 称	所 在 地
多目的集会施設 高鉾公民館	勝浦郡上勝町大字正木字中津六六番地
藍住町総合文化ホール	板野郡藍住町奥野字矢上前三二番地一